

## 大学院研究年報投稿規程

第1条 国立音楽大学大学院研究年報（以下「本年報」という。）に投稿できる者は、共著者を含め次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院担当教員
- (2) 本学大学院在学者、修了者、博士後期課程満期退学者
- (3) その他、研究年報編集委員会が適当と認めた者

第2条 本年報に投稿できるのは、未発表の論文及び研究ノートとする。

- 2 一年報につき投稿できるのは、前項の種類にかかわらず、原則として一人一編（単著・共著）とする。但し、さらに一編の筆頭著者ではない共著を認める。

第3条 本年報に投稿できる論文及び研究ノートの作成基準は、次のとおりとする。

- (1) 論文：著者の独創的論考
- (2) 研究ノート：研究上の覚書（論文に至る前段階の研究構想等を含む）、資料（史料の複製・校訂、統計、その他）、翻訳（解題を伴うこと）、書評、等

第4条 原稿は、別に定める執筆要領に基づき作成されたものを提出するものとする。

第5条 著作権並びに著作権のある図版等の掲載、および図版作成等に際し費用が生じた場合は、著者の負担とする。

第6条 提出された原稿は、研究年報編集委員及び外部査読委員により査読を行い、採否を決定する。

- 2 査読の結果、加筆・訂正を求める場合がある。また再査読の結果によっては、次年度以降の再投稿を勧告することもある。
- 3 前項のほか、年報としての統一を計るために、研究年報編集委員会が用字・用語を変更することもある。

第7条 著者には、共著の場合も含め一編につき年報2部と、当該論文等をPDFファイルで提供する。

- 2 著者が、抜き刷りの印刷および製本を希望する場合、その経費は著者の負担とする。

第8条 本年報に掲載された論文等の著作権等は、次のとおりとする。

- (1) 著作権は著者に帰属する。
- (2) 掲載された論文等の電子化、公衆送信権の行使を研究年報編集委員会に許諾するものとする。
- (3) 掲載された論文等は全文を電子化し、原則として本学リポジトリを通してインターネット上に公開する。
- (4) 特段の理由がある場合、著者は申し出により本学リポジトリでの論文等の全文公開を辞退することができる。
- (5) 論文等に掲載する図表・写真等について、著作権の都合によりインターネット上に公開できない部分がある場合は、著者が研究年報編集委員会に申し出るものとする。
- (6) 掲載された論文等を他の著作物に転載する場合は、所定の書式にて研究年報編集委員会に届け出るものとする。

第9条 本規程の改廃は、研究年報編集委員会が決定する。

附 則

本規程は、平成20年5月26日より施行する。

(中途省略)

附 則

本規程は、2023年7月10日より施行する。